

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月以内に、本人の自己都合による退職、または本人の責めに帰すべき事由に基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- **入社後 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合：受領済みの報酬の 50%**

※ただし、求人者（企業側）の都合による解雇・雇止め・退職勧奨・採用取消、労働条件の相違、ハラスメント等の企業側に起因する離職、および本人の死亡や不可抗力による離職の場合は、返還の対象外となります。

※返還手続きにあたっては、離職理由を客観的に証明する資料（退職願や離職票の写し等）のご提出、および期間内（離職日から 30 日以内）のご通知が必要となります。

* 返戻金制度の詳細は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

株式会社 SEIUN Partners

有料職業紹介事業許可番号 (13-ユ-319516)